

区民委員会報告資料【追加】

令和元年 9 月 2 7 日

報告事項件名

- 1 【追加】戸籍事務現地指導の結果について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

(区 民 部)



2 戸 2 第 1 3 号
令和元年 9 月 1 7 日

東京都足立区長 殿

東京法務局長 岩山伸二



戸籍事務現地指導の結果について（通知）
貴区における標記指導について、本年度の結果の概要を別紙のとおり通知します。



令和元年度戸籍事務現地指導結果（概要）

市区町村名 東京都足立区

実施年月日 令和元年9月6日

- 1 一般的事項について
適正な処理が行われている。
- 2 本年度重点事項について
配意事項のとおり，適正に実施されている。
- 3 個別協議事項について
なし
- 4 その他（特記事項）
なし

平成31年度戸籍事務処理上の重点事項に対する配意事項

区 町 村 名 足 立 区
 戸籍主管課長名 薄 井 正 徳

重 点 事 項	配 意 事 項
1 戸籍事務従事職員の専門能力向上	1 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各自、専門研修や協議会等を通じて自己研さんに努めると共に、係会議により得られた知識を情報共有している。また、業務の中で生じた懸案事項については、マニュアルに追加し共有することで組織の全体的なレベルアップに努めている。 ・ 新規採用者や異動による転入者には、育成担当職員をマンツーマン体制にし、日常的にきめ細かい指導を行うことで、執務能力の維持・向上に努めている。
2 不正不当事案の未然防止及び戸籍に係る個人情報の厳正な管理	2 <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍記載過誤防止のため、届出人への的確及び適正な対応を行うとともに、受付から手続き終了まで二重三重のチェックを行っている。 ・ 届書の紛失や混入がないように、机上の整理に努め、終業後は鍵のかかるキャビネットに書類を収納し、不要な出力帳票は一枚一枚確認のうえシュレッダーをしている。 ・ 戸籍の郵送については、発行者と別の者が請求内容と宛先を確認するように必ずダブルチェックを行っている。また、チェックリストを作成し、関与者の印鑑を押印し毎日決裁している。

<p>3 戸籍に記載がない者に関する情報の把握及び支援</p>	<p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉部、衛生部、学校運営部、子ども家庭部等、関係所管と連携を密にすることで、無戸籍者の情報を提供・共有し、把握に努めている。 ・ 関係所管の窓口等にポスターの掲示やリーフレット、及び「無戸籍の方の戸籍をつくる手引書」を備付け、無戸籍の方のご案内を行うように協力を依頼している。
<p>4 戸籍事務へのマイナンバー制度の導入に係る戸籍法等の改正について</p>	<p>4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバー制度の導入について、令和6年度の運用開始に向けた準備が進められている。最新の情報等の習得に努め、当区への関連作業については日程や事務量を加味しながら、円滑に報告・回答できるように体制を整えている。

(令和元年5月21日作成)

配意事項は簡潔な記載で差し支えありません。

区町村独自の重点事項があれば、併せて提出願います。

【提出期限】

令和元年5月31日(金)

【提出先】

〒102-8225

東京都千代田区九段南1-1-15

九段第2合同庁舎8階

東京法務局民事行政部戸籍課(担当:小野)

TEL 03-5213-1344(直通)

FAX 03-5213-1382

e-mail koseki_tokyo_moj_bal@minji.moj.go.jp